令和４年度第２回茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会

（ＷＥＢ）会議録

|  |  |
| --- | --- |
| **議題** | 議題１　第９期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定のアンケートについて（意見聴取）  議題２　令和５年度地域包括支援センター運営方針等について（意見聴取）  議題３　指定地域密着型サービス事業者等の指定更新等について（報告） |
| **日時** | 令和５年２月１５日（水）１０時～１１時１５分 |
| **場所** | 茅ヶ崎市地域医療センター等複合施設  ２階講堂（Zoom） |
| **出席者氏名** | 飯田　誠一、石川　洋子、水沼　信之、芦刈　典子、  井上　明、篠原　德守、堀内　秀行、大崎　逸朗、  鶴田　國夫、渡辺　多茂夫、高田　麗、水島　修一  （欠席者）  下里　隆史、加藤　潤一  （事務局）  福祉部長　高齢福祉介護課長　介護保険担当課長  高齢福祉介護課職員 |
| **会議の公開・非公開** | 公開 |
| **傍聴人数** | ０人 |
| **非公開の理由** |  |

**議題１　第９期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定のアンケートについて**

**（意見聴取）【資料１－１～１－２－３】説明【高齢福祉介護課　塩田担当主査】**

**（事務局）**高齢福祉介護課生きがい創出担当の塩田より、議題１「第９期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定のアンケートについて」についてご説明いたします。資料は資料１－１から資料１－２－３までございます。

初めに、資料１－１をご覧ください。「第９期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定のアンケートについて（意見聴取）」項番１、調査の目的です。昨年１１月９日～１２月２日にかけ、令和６年～８年度を計画期間とする第９期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定するに当たり、高齢者とその家族の意見や要望等を把握するためにアンケート調査を実施いたしました。

項番２、調査対象者及び調査人数です。一般高齢者個別調査は、要介護・要支援認定者を除く満６５歳以上の市民の方２，２５０人。要介護・要支援認定者個別調査（在宅）は、令和４年１０月１日時点で、要介護・要支援の認定を受け、在宅で生活している方２，８７５人。要介護・要支援認定者個別調査（施設）は、令和４年１０月１日時点で、要介護・要支援の認定を受け、施設サービス等を利用している方５００人。介護予防・日常生活圏域ニーズ調査は、要介護認定者を除く満６５歳以上の市民の方２，３７５人、合計８，０００人を対象としてアンケート調査を実施いたしました。調査対象者及び調査人数は前回（第８期計画）と同様です。

次に項番３、調査スケジュールです。アンケート調査の実施期間は令和４年１１月９日～１２月２日ですが、集計結果には１２月１２日（委託業者へ）までの到着分を含みます。また、調査期間中の１１月２２日に、アンケート調査票を提出した対象者へのお礼と、未提出者への提出依頼を兼ねたハガキを送付いたしました。

本日２月１５日の推進委員会では、第９期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定のアンケートについて意見聴取をし、３月３１日の推進委員会では書面開催ですが、第９期計画に関する調査の報告書の案について報告いたします。

裏面をお開きください。項番４の回収率についてです。今回のアンケート調査では、調査全体の有効回収率は７０．２％となりました。前回（第８期計画策定時）調査と比較し５．２％上昇しました。また、①から④のすべての調査において有効回収率は上昇し、特に①の一般高齢者個別調査は８．２％、②の要介護・要支援認定者個別調査（在宅）は７．２％上昇しています。

続いて項番５、集計方法です。集計方法は単純集計とクロス集計の２つです。単純集計は、各質問にどれくらいの人がその質問に答えたのか（ｎ数）と、その質問に答えた人達の回答比率（％）や平均値などを求めること。クロス集計は、単純集計で明らかになった値を、性別や年齢、地域、他の質問などと掛け合わせて（クロスして）、よりデータを詳細に分析することを指します。

資料１－２－１をご覧ください。この資料は横軸が、アンケート調査の種別になり、縦軸に記載してる性別や、年齢別居住区別といった調査項目についてクロス集計をおこない、よりデータを詳細に分析するものとなります。

次に、資料１－２－２と資料１－２－３をご覧ください。こちらは、一般高齢者個別調査の問１７「所有しているインターネット閲覧機器について教えてください」という設問ですが、表の全体をみるとスマートフォンをもっている方が１，０７３人、全体の６１．３％が所持していることがわかります。同じように、スマートフォンをもっている方を年齢別や性別、家族構成別などと掛け合わせて（クロスして）、よりデータを詳細に分析することができます。資料１－２－３をご覧ください。こちらも一般高齢者個別調査の問４０、問４１、裏面には問４１－１防災についての設問となります。問４０は、防災行政用無線の放送内容の聞こえ方に関すう質問に対して、横軸の「放送しているのはわかるが、反響して内容が分からない」と答える方が全体のうち５８０人３３．２％がいることがわかります。このように、クロス集計で横軸と縦軸を掛け合わせ（クロスして）、詳細を分析することができます。なお、この３つが今回の調査が新設した質問について集計した結果です。

さて、ピンク色の冊子の「第８期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に関する調査報告書」をご用意ください。

第９期計画の調査報告書は、基本的に前回第８期計画と同様の集計をして作成いたします。また、報告書のほとんどが、単純集計結果を掲載していますが、一部クロス集計結果を掲載しています。例として、３７ページをお開きください。３７ページの下段に数字が入った表があると思います。こちらの表がクロス集計結果となります。クロス集計結果についても、単純集計と同様、今回の第９期計画の報告書を策定するにあたり、前回の第８期計画と同様に作成いたします。また、それ以外の項目についてのクロス集計をしてほしい項目があれば、委託業者へ契約期間内であればリクエストすることができます。

続いて、資料１－１の裏面、項番６の分析の視点（案）にお戻りください。

現時点で私たちが考える、報告書作成のための分析の視点の案は３つございます。1つめは集計の分析は前回の第８期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定時のアンケート調査と同様、単純集計とクロス集計結果による分析を行いたいと考えています。

２つめ、前回（第８期計画）のアンケート調査と集計結果と比較し特に大きな変動があるものを抽出し分析を行いたいと考えています。

３つめ、先ほど、資料１－２－２、資料１－２－３について説明いたしました、問１７、問４０、問４１、問４１－１は今回の新設した項目になり、この項目について分析を行いたいと考えています。

本日委員の皆様には、他に分析の視点について、どのようなものがあるか御意見を御伺いしたく存じます。例えば、コロナ禍における生活様式の変化について注視したほうがよい、また、社会参加を希望する人は何に生きがいを感じているのかをクロス集計したほうがよいか、など、分析の視点について他にどのようなものがあるか、皆様へお諮り致します。以上です。

**（大崎委員長）**説明いただいた内容について、ご意見やご質問等ありますか。

**（大崎委員長）**今回の新設の項目の中の問１７の「所有しているインターネット閲覧機器」について、パソコンあるいはスマートフォンを全体として使用している方が多いと感じます。年齢別でみると高齢なるにつれて少なくなっているようですが、今回このような項目を設けたのは、どのような狙いがあるか教えていただけますか。

**（事務局）**昨今、高齢者の情報弱者を出さないといった視点が大変重要視されております。現在、様々な広報媒体を使用して、市民の皆様に情報提供させていただいている状況ですが、高齢者の方は紙媒体を重視しているという先入観がある中で、電子媒体をお持ちの方がどの程度いらっしゃるか確認をさせていただき、これからの高齢者施策に活かしていこうという考えから新設をさせていただきました。以上です。

**（大崎委員長）**時代が段々電子化へシフトしてきていると思いますが、調査結果だけに頼るというのはまだ若干危険な部分があると思いますので、紙媒体と電子媒体をどう併用しているか、あるいは電子媒体での情報提供を進めていかれるのか、一つのテーマだろうと思います。

それから、防災行政無線に関して聞こえているけれど内容が聞きとれないという声があるようですが、どのようにお考えでしょうか。

**（事務局）**防災行政無線につきましては、防災行政無線の場所から遠いところの地域にお住まいの方や、住居が大きな建物の陰に隠れてしまっている方などの場合、音が聞こえないなどの意見があることは認識しております。

現在、防災部局と調整いたしまして、避難判断の支援という観点について、防災行政無線だけでなく、地域の方からのお声がけ等をしていただけるような体制で支援していく取り組みを進めており、実際、地域にどういった方がお住まいかという情報を自治会や民生委員等に名簿配布させていただいています。以上です。

**（大崎委員長）**ほかに委員の皆様からご意見ありますか。

**（渡辺委員）**アンケート調査を確認して、スマートフォンを６割ぐらいの方が持ってるっていることがわかりました。

パソコンにつきましては、介護保険料の低額の方はパソコン所持率が少なく、高額の方はパソコンの所持率が高いと感じました。

また、資料１－２－３の防災行政無線の質問で、クロス集計の介護保険料の所得段階と聞こえとどういう関係があるのか、あるいはどのような意図があるのでしょうか。

**（事務局）**今回資料１－２－１にお示しさせていただきましたが、基本的にすべての設問項目に共通の集計をしています。

防災行政無線と所得状況はあまり関係ないとは思いますが、集計結果の中から私どもの方で取捨選択をした上で、皆様に改めてご報告をさせていただきます。

**（大崎委員長）**他にご意見ございませんでしょうか。

**（鶴田委員）**コロナ禍が３年間続いている中で、家にいる時間がとても長くなったと思っています。その中で、どのような影響があったのか、一番困ったことはどういうことなのか、新しい楽しみ方をどのように見つけ出したのかについて、設問に加えるとよいと思いますが、いかがでしょうか。

**（事務局）**新型コロナウイルス感染症については、市民の生活に大きな影響を及ぼしているものと認識しております。そのため、どのような市民生活の変化があったかについては注視して、分析等を行っていきたいと思います。また次回のアンケートの際にはそのような設問項目も検討いたします。以上です。

**（大崎委員長）**飯田委員お願いします。どうぞ。

**（飯田委員）**今回のアンケートを見てスマホなどのデバイスを高齢者の方が結構持っていることがわかりました。先ほど、事務局の担当者もおっしゃっていましたが情報弱者は出さないということをあわせて、紙媒体と並行して進めていくのは、生きがいづくりも含めてもいいのではないかと感じています。

私は、まちぢから協議会、海岸地区の委員もやってまして、いつも分厚いプリントを２５名に配っており、紙がもったいないと思うことがあります。デジタル社会を考えるのであればなるべくプリントしないということも検討できると思います。

また、私は、東海岸北１丁目の自治会のサポート員もやってまして、デジタル化を進めるにあたりプログラムのマニュアルを一緒に作っている中で、大きく障害になったのは高齢の方で実際にスマホやパソコンが使えない方がいることです。

今回のアンケートで、６０％が持っていることが分かったので、あとは誰が教えるかというポイントが大きいと思います。私は会社でシステムコーディネーターとして、社員に教えてきたのですが、根強く教えていかないと定着できず、ものがあってもソフトを使いこなせるだけの技術を身につけなければいけない現状がありました。１回２回ではできないので、講習会等でみんなが使えるようになれば、おそらくご自身ひとりで操作ができるようになるのではないかと感じています。まずは、スマートフォンの使い方の講習等を市がやってもいいのではないかと思います。以上です。

**（事務局）**今回の調査結果につきましては、高齢者の方もスマートフォンはたくさんの方がお持ちであることを感じています。

スマートフォンの使い方の講習等につきましては、現在、市が公民館や市庁舎の一部を使って、施策として行っているところがありますが、先ほど申し上げたとおり情報弱者を出さないために、そのような講習等を実施していくことは大変重要なことだと認識しております。今回の調査結果を基に、次の施策につなげていくといこうと考えております。以上です。

**（大崎委員長）**他よろしいですか。今回のアンケートの内容は非常に興味深いもので、今後に向けてこれからいろんな形が発展していくようなアイディアをいただいたと思います。

それでは、よろしければ議題２に移りたいと思います。議題２「令和５年度地域包括支援センター運営方針等について」、事務局から説明をお願いいたします。

**議題２　令和５年度地域包括支援センター運営方針等について（意見聴取）**

**【資料２－２～２－４】説明【高齢福祉介護課　本多担当主査】**

**（事務局）**高齢福祉介護課支援給付担当の本多より、議題２「令和５年度地域包括支援センター運営方針等について」についてご説明いたします。資料は資料２－１から資料２－４までございます。

初めに、資料２－１を「令和５年度茅ヶ崎市地域包括支援センター事業運営方針（案）」ご覧ください。項番１の目的にもございますとおり、地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、地域共生社会の実現を目指し、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置されています。

　そして地域包括ケアの実現のために、項番２にもございますように、総合性、包括性、継続性、予防性といった視点を取り入れて対応していきます。

　事業内容といたしまして、項番５をご覧ください。（１）「包括的支援事業」の①総合相談支援業務と②権利擁護業務につきましては、令和４年度から重層的支援体制整備事業が開始したことに伴い、相談者の属性や世代に関わらず、支援を行うこととしています。

　また、事業内容の④認知症総合支援事業につきましては、地域の実情に応じて、認知症の理解の促進を図るとともに、予防と共生を車の両輪とした認知症施策の推進を図るとしていることに伴い、３ページ項番７の職員の配置（２）③に認知症地域支援推進員を１名以上配置することとしています。市と１３地区包括に１名以上配置し、認知症地域支援推進員間で連携協力した体制を構築するため、定期的に連絡会の開催を予定しています。

　続きまして、資料２－２の「令和５年度　茅ヶ崎市委託型地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施方針」をご覧ください。

　こちらは、包括的支援事業を実施するために必要な方針を示すものでございます。

　２ページの項番８地域ケア会議の実施方針をご覧ください。地区別地域ケア会議を年度内に２回以上開催するものとしています。①個別課題解決機能、②ネットワーク構築機能、③地域課題発見機能、④地域づくり・資源開発機能の４つの機能について、実施するものとしています。

　令和４年度は地域課題として、具体的には「ごみ有料化に伴い表面化した、課題がある世帯への説明の必要性」や「避難所まで遠い方の災害時の避難対応や協力体制について」といった内容があがっています。

　次に、３ページの項番９認知症に関する取組の実施方針をご覧ください。先ほど運営方針でもご説明しました、認知症地域支援推進員は、他の職員及び市と連携協力し、認知症施策の推進を図るものとしています。

　続きまして、資料２－３の「令和５年度地域包括支援センター事業計画書」をご覧ください。こちらは１３地区の各包括支援センターが記載するものでございます。１９の項目について、基幹型地域包括支援センターが１３地区の地域包括支援センターとヒアリングを行い、計画書を作成していく予定です。

　続きまして、資料２－４の「令和５年度茅ヶ崎市基幹型地域包括支援センター事業実施計画書」をご覧ください。項番２で今年度の重点的な取り組みの方針を５点あげています。項番３センターの全体調整は、重点的な取り組みの方針の１つ目となります。センターの事業評価の実施や管理責任者会や３職種の専門職部会の開催を通してセンターの全体を調整していきます。

　項番４の包括的支援体制の推進は、重点的な取り組みの方針の２つ目となります。地域共生社会の実現を目指して取り組んでまいります。

　項番５の地域包括ケア充実のための人材育成とケースへの後方支援の（１）につきましては、１３地区の地域包括支援センターの職員を対象とした、人材育成研修を想定した内容でございます。

項番６の地域課題の把握及び地域包括ケア推進体制の整備の（１）をご覧ください。①については、センターが主催する地域ケア会議に基幹型地域包括支援センターが年２回以上参加し、支援してまいります。また、②の茅ヶ崎市が主催する地域ケア会議のマルポツ１つ目、地域ケア推進会議につきましては、令和４年度は「身体機能の低下や運転免許の返納などにより、買い物のための外出が困難になった方への支援について」といったテーマで１月に開催しています。（２）認知症に関する取組については、令和５年度は③のチームオレンジの立ち上げ及び実施に向けた支援に新たに取り組んでまいります。

説明は以上です。よろしくお願いします。

**（大崎委員長）**ただいま事務局から説明がありました、地域包括支援センターの事業実施に向けての様々な取り組みについてご意見ありますか。井上委員どうぞ。

**（井上委員）**センターの認知症地域支援推進委員が実施する認知症に関する取り組みは地域包括支援センターが実施するのでしょうか。

**（事務局）**資料２－４は、基幹型地域包括支援センターが実施する、実施内容の計画書となります。センターの認知症地域支援推進員とともに実際に取り組みを実施するのは、市役所の基幹型包括支援センターとなります。

認知症地域支援推進員は、市と１３地区の地域包括支援センターに配置されています。市役所の基幹型包括支援センターは、認知症地域支援推進員と連携協力して、①から③について取り組むということを記載しています。

**（井上委員）**茅ヶ崎地区の場合ですが、チームオレンジを立ち上げて地域包括支援センターと一緒に民生委員も入って実際に活動を始めています。

しかし、この取り組みを支援してくれるお金がありません。例えば、資料を印刷して配布しいろいろなプログラムをやっていこうといった時に財源が曖昧になっている現状があります。

したがって、やりたいプログラムはいろいろと出てくるのですが、それをやるにあたって財源が明確でないと感じているため、今後どのように対応していったらいいのでしょうか。

**（事務局）**認知症施策につきましては、令和４年度に重層的支援体制整備事業を開始したことに伴い、地域包括支援センターの機能強化ということで、人員が１人増えています。そのことに伴い、地域包括支援センターに対する委託料の中に、認知症施策推進事業費が一部含まれています。一方、井上委員おっしゃった通り、チームオレンジのために使用する費用は現状ございません。今後、１３地区の地域包括支援センターの実施状況等を注視しながら、今後検討していきたいと思います。

**（井上委員）**実際にやるプログラムは、我々もいろいろ考えていますが、例えば来年度からやろうという場合にいろいろなそういう財政面でのサポートが明確でないため、どうしたらいいのだろうと思いました。

一緒になって考えますので、なるべく早めに方向性を示していただければと思います。

**（事務局）**はい、ご意見ありがとうございます。

**（大崎委員長）**はい、篠原副委員長どうぞ。

**（篠原委員）**地域福祉相談室がなくなりましたがトラブルは特にないか、ということが１点です。

もう１点は地域包括支援センターがアンケートをとった結果、非常に買い物難民が多いことが分かりました。

また、中海岸は３０００所帯以上あるのですが、コンビニが１個あるだけでお店が無いあるいは無くなってきている現状です。また、２丁目の方はお店が一つもありません。魚屋さんが一軒あるだけです。アンケートの結果からすると、元気な高齢者が非常に多いなと思っていたのですが、必要な人に必要な手が届いていないのではないかなと感じているのですが、いかがでしょうか。

**（事務局）**１点目の福祉相談室がなくなったことについて、地域包括支援センターの実感はどうなのか、高田委員が出席していただいているので、現場ではどのように感じているかお話をお願いしてもよいでしょうか。

**（高田委員）**まず、福祉相談室について、施策として１０年間続き地域に浸透していたところで、福祉相談室が無くなってしまったということが残念というお声は実際よく耳にするところはあります。

一方、地域包括支援センターで新しく始まった重層的支援体制整備事業は今までと変わらず、障がいや児童、あるいは生活困窮など様々なご相談についてお受けできるということをご説明している状況です。

福祉相談室が無くなり残念だという声をいただきますが、それで直ちに何か業務上支障や地域住民の皆様が直ちに何かお困りになられているような状況は、今のところはありません。むしろ、高齢福祉介護課だけではなく、福祉政策課と協同でやっていく事業で、繋がりが日々強化されていると感じています。また、重層的支援体制整備事業は今年度始まったばかりになるため、今後強化していくことで福祉相談室があったころよりも地域住民の皆様に福祉に関する対応をより強化していければいけないと日々実践している段階です。以上です。

**（事務局）**買い物難民に関して事務局からお答えをいたします。

先日、地域ケア推進会議の中において、「身体機能の低下や運転免許の返納などにより、買い物のための外出が困難になった方への支援について」をテーマにした際に、茅ヶ崎市の中で不便と思っている地区、例えば小出地区よりも、逆に茅ヶ崎地区の駅の周辺の方々が、篠原副委員長がおっしゃるように、買い物難民の方たちがいらっしゃるということを、調査結果を分析して判明したといったことがありました。

それはやはり、核家族や高齢者世帯という方たちが増えてきているため、いろいろな地域の中での課題を整理しながらその地域に合った形での解決方法や、地域の力などを一緒に考えていきたいと思っています。

したがって、検討すべきテーマであると考えています。

**（篠原副委員長）**また、コミュニティバスの停留所を増やす、あるいはバス停留所に椅子を置いてほしいなど、まちぢから協議会で考えていますが解決までは至っていないことがあります。様々な調査して出てきた課題をこれからもお力添えしていただき、一緒に解決したいと思っています。よろしくお願いいたします。

**（大崎委員長）**他にご意見ございますか。

**（石川委員）**地域包括支援センターというと、どうしても高齢福祉っていうイメージが強く、障がい福祉は触れてない部分があり、今回の資料でも障がいに関することが書かれてなかったりします。今年度から障がいのその人たちの受け入れも始まることを聞いたのですが、実際のその方たちの利用や相談件数、ヤングケアラーあるいは親向けなどの実態を伺いたいと思います。

**（事務局）**ご相談の件数に関しては、今手元に数字はございませんが、今年度から重層的支援体制整備事業が開始したため、今年度の障がいやヤングケアラーの相談件数については統計を取っております。件数については、後日お伝えさせていただきます。

令和４年度から重層的支援体制整備事業が始まり、世代を問わず相談を受けとめるということで地域包括支援センターは取り組んでまいりました。しかし、十分に住民の方に行き届いているわけではないと感じますので、地道に今後も継続して周知が必要であると考えております。

（件数について、令和４年４月から１２月末までの相談総数１８，１０７件中、障がいに関する相談は８０８件、ケアラーに関する相談は１６５件です。）

**（飯田委員）**チームオレンジについてです。項番６の（２）の③にあるチームオレンジの立ち上げ及び実施に向けた支援は非常に興味深い取り組みと感じたと同時に予算がないということがよくわかりました。今、企業と地域間で連携を図り様々な取り組みを行っているところが増えており、市も企業と連携して支援事業を組み合わせできるのであれば、そのような方法で予算を捻出できないかと思いました。また、市はチームオレンジについて具体的にどのような取り組みを目指しているか、ご説明いただけると助かります。

**（事務局）**チームオレンジに関しましては、チームオレンジと名乗る上で決まり事があります。まずチームの中に認知症の当事者の方が入っているということが大前提になります。そして、何の活動でも構わないのですが、当事者の方を含む何かしらの集まりで、集まっている方が認知症サポーター養成講座を受けるまたは受ける予定である方が含まれていることが条件になります。

実際に市がチームオレンジを立ち上げるものではなく、各地区でのたとえば認知カフェ等の活動等がチームオレンジとなっていくイメージです。

また、飯田委員がおっしゃっていただいたように、企業との連携は検討の材料として取り入れていける可能性もあるかと思います。また、各地区でいろいろ検討している中で、市は各地区の認知症地域支援推進員として相談しながら、チームオレンジをどういった形で立ち上げるかというところを支援してまいります。

**（飯田委員）**チームオレンジは認知症の人が含まれる事業の中で、国が示している方針の１つということですね。そうしたら、認知症の人が含まれないとチームオレンジとならないということでしょうか。

**（事務局）**そうです。

**（飯田委員）**ということは認知症の人がチームオレンジを立ち上げることができないのであれば、認知症の方を介護してる方が立ち上げると考えていいわけでしょうか。

**（事務局）**そこは特に縛りはございません。

**（飯田委員）**支援してる方じゃなくてもできるということですね。違う事例を考えてみたのですが、例えば空き家などを使って、昼間に認知症の方が集まれるような場所を作ることも、チームオレンジの一つとして考えてもいいということでしょうか

**（事務局）**はい、そこに参加している方に、認知症サポーター養成講座を今後受けていただく、もしくはもうすでに受けた方が含まれていれば、チームオレンジと名乗ってよいということになります。

**（飯田委員）**チームオレンジの立ち上げは地域包括センターの一つの事業ということでしょうか。

**（事務局）**地域包括支援センターの認知症地域支援推進員の役割としては、地域包括支援センターが一から立ち上げるというよりは、住民の方たちが、既に集まっている活動や認知症のカフェがあるのであれば、チームオレンジとして継続して支援していく役割を地域包括支援センターは担っていくことを考えております。すべての事業を地域包括支援センターが一から十まで担っていくというよりは、地域住民と協力しながら取り組んでいくということです。

**（飯田委員）**よくわかりました。

**（大崎委員長）**他ご意見ございませんか。地域包括支援センター運営の期待が非常に高まってきております。いろいろのお話ご意見いただくと、事業実施計画は大変内容が多いのですが、ある意味でどうしても予算のバックアップがないと厳しいという感じです。

それでは、続いて議題３に移りたいと思います。議題３、指定地域密着型サービス事業者等の指定更新等についてです。事務局から説明をお願いいたします。

**議題３　指定地域密着型サービス事業者等の指定更新等について（報告）【資料３】説明【高齢福祉介護課　原口課長補佐】**

**（事務局）**高齢福祉介護課支援給付担当原口より説明をさせていただきます。資料３をご用意ください。

前回の委員会から今回の委員会までの間に指定更新等ございました、指定地域密着型サービス事業所につきましてのご報告になります。今回は更新の事業所が１件となっております。ご報告ですので説明は以上になります。

**（大崎委員長）**事務局から説明がありました。何かご質問ございますか。

それでは議題１から議題３までは、とりあえず終了ですが、振り返ってご意見なり、何かありますか。なければ事務局から何かございますか。

**（事務局）**事務局から連絡事項が１点ございます。

次回の委員会開催につきましては、来月の３月に書面開催で予定しております。皆様には資料を送付させていただきますのでよろしくお願いいたします。

また、令和５年度のスケジュールにつきましては、４月以降に郵送で通知する予定です。以上です。

**（大崎委員長）**今事務局から説明がありました。それでは令和４年度第２回茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会を終了いたします。篠原副委員長から閉会のご挨拶をお願いします。

**（篠原副委員長）**皆様、大変お忙しい中お集まりいただきまして大変ありがとうございます。本日は非常に熱心な討議をして、そして第９期計画策定に向けこれから詰めに入っていくと思いますが、ぜひ痒いところに手が届くような計画ができたらいとと思います。これからもひとつご協力よろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。